

神栖市告示第 5 3 号

神栖市空家利活用促進事業補助金交付要項を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

神栖市長 石 田 進

神栖市空家利活用促進事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この告示は、神栖市空家バンク制度の利用促進により移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、その空家バンク登録物件の改修や家財道具等処分にかかる経費の一部及び空家バンクの成約に対して、予算の範囲内で神栖市空家利活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、神栖市補助金等交付規則（昭和 4 1 年神栖村規則第 5 5 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録物件 空家バンクに登録されている空家等をいう。
- (2) 所有者 登録物件の個人所有者をいう。
- (3) 入居者 登録物件の売買契約又は賃貸借契約の締結により居住又は利活用することが決定している者をいう。
- (4) 移住者 登録物件の売買契約又は賃貸借契約の締結時において市外に住民登録があり、登録物件に居住することが決定し、当該物件に長期間にわたる居住を前提に当市の住民基本台帳に住所を異動し、生活の拠点を置くものをいう。
- (5) 事業者 市内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示において使用する用語は、神栖市空家バンク制度実施要項（平成 3 0 年神栖市告示第 1 2 4 号）で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 改修事業

(2) 家財道具等処分事業

(3) 空家バンク成約奨励金事業（以下「奨励金」という。）

（補助対象物件）

第4条 補助金の交付対象となる物件は、登録物件のうち次に掲げる要件を満たす物件（以下「補助対象物件」という。）とする。

(1) 補助金の交付を申請する際、現に空家バンクに登録されている物件又は、空家バンクにより売買契約又は賃貸借契約を締結してから2年以内の物件

(2) 補助対象物件を2年以上空家バンクに登録することができる物件。ただし、当該期間内に売買又は賃貸借契約が成立した場合を除く。

(3) 利用形態が都市計画法やその他の法令に適合している物件

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、所有者、入居者又は移住者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市税等の未納がないこと。

(2) 補助対象物件を売買し、又は賃貸借する相手方が3親等内の親族でないこと。

(3) 補助金の交付を受けようとする当該年度内に補助対象事業（奨励金を除く。）が完了する予定であること。

(4) 改修事業にあつては、補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約を締結し、所有者の同意を得ることとし、事業者へ委託して行う改修であること。

(5) 家財道具等処分事業にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている事業者へ委託して行う処分であること。

(6) 神栖市暴力団排除条例（平成24年神栖市条例第14号）第2条第2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。

(7) 所有者にあつては、補助対象物件を2年以上空家バンクに登録すること。

(8) 入居者にあつては、補助対象物件を適正に維持管理し、当該物件に5年以上居住し、又は店舗若しくは事業所等に利活用すること。

(9) 移住者にあつては、補助対象物件を適正に維持管理し、補助金の交付を受けようとする年度内に当該物件の住所に住民登録をし、10年以上居住すること。

(10) 補助対象物件において神栖市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金交付要項（平成23年神栖市告示第70号）、神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要項（平成25年神栖市告示第12号）、神栖市若年世帯住宅取得補助金交付要項（平成25年神栖市告示第11号）、神栖市かみす子育て住まいる給付金交付要項（令和2年神栖市告示第23号）及びこの告示の規定による同一の補助対象

事業の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に定めるところにより、神栖市空家利活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否及び補助金の額を決定したときは、神栖市空家利活用促進支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付の決定を受けた事業内容に変更等が生じたときは、速やかに神栖市空家利活用促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、神栖市空家利活用促進事業補助金交付変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた事業（奨励金を除く。）が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、別表第3に定めるところにより、神栖市空家利活用促進事業実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、補助金の額を確定し、神栖市空家利活用促進事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知（奨励金の場合にあっては、第8条の規定による通知をいう。）を受けた交付決定者は、神栖市空家利活用促進事業補助金交付請求書（様式

第 8 号) により、市長に請求するものとする。

(交付決定の取消)

第 1 3 条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、神栖市空家利活用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第 9 号)により、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、交付決定者の責めに帰さない事由によるときは、この限りでない。

- (1) 所有者が補助対象物件を 2 年以内に空家バンクの登録を抹消したとき。ただし、空家バンクによる売買、賃貸借等が成立したときを除く。
- (2) 入居者が補助対象物件に 5 年以上居住し、又は店舗若しくは事業所等に利活用しなかったとき。
- (3) 移住者が補助金の交付を受けた年度内に補助対象物件に住居登録をしなかったとき、又は補助対象物件の住所に住居登録をし、10 年以上居住しなかったとき。
- (4) 交付決定者が虚偽又は不正な手段により、補助金の交付の決定、又は補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第 1 4 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、既に交付決定者に補助金の交付をしたときは、神栖市空家利活用促進事業補助金取消返還通知書(様式第 10 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(神栖市若年世帯住宅取得補助金交付要項の一部改正)

- 2 神栖市若年世帯住宅取得補助金交付要項(平成 25 年神栖市告示第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「神栖市かみす子育て住まい給付金交付要項(令和 2 年神栖市告示第 23 号)」の次に「、神栖市空家利活用促進事業補助金交付要項(令和 2 年神栖市告示第 53 号)」を加える。

(神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要項の一部改正)

- 3 神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要項(平成 25 年神栖市告示第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「神栖市かみす子育て住まい給付金交付要項(令和 2 年神

栖市告示第23号)」の次に「、神栖市空家利活用促進事業補助金交付要項（令和2年神栖市告示第53号）」を加える。

（神栖市かみす子育て住まいる給付金交付要項の一部改正）

4 神栖市かみす子育て住まいる給付金交付要項（令和2年神栖市告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「神栖市若年世帯住宅取得補助金交付要項（平成25年神栖市告示第11号）」の次に「、神栖市空家利活用促進事業補助金交付要項（令和2年神栖市告示第53号）」を加える。

#### 別表第1（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
改修事業	登録物件の構造部分及び付帯設備の補強、模様替え、増改築等に係る改修（家財道具等の処分費及び備品の購入費を除く。）であること。	補助金の額は、次のとおりとし、1、000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (1) 改修に係る補助対象経費の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。 (2) 移住者が改修をしたときは、改修に係る補助対象経費の2分の1に相当する額とし、120万円を限度とする。
家財道具等処分事業	登録物件内に残置された家具や電化製品等の家財道具等の処分	家財道具等処分に係る補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。ただし、1、000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる額とする。
奨励金	—	所有者及び入居者又は移住者にそれぞれ5万円を1回限りの交付とする。

別表第2（第7条関係）

補助対象事業	添付書類	申請期間
改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票の写し（入居者又は移住者）</li> <li>(2) 直近の納税証明書（移住者のみ）</li> <li>(3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（入居者又は移住者）</li> <li>(4) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書及び明細書の写し</li> <li>(5) 改修前の現況写真</li> <li>(6) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所有者にあっては、空家バンクに登録された日から2年を経過するまでの期間</li> <li>(2) 入居者及び移住者にあつては、売買契約又は賃貸借契約を締結した日から2年を経過するまでの期間</li> </ul>
家財道具等処分事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票の写し（入居者又は移住者）</li> <li>(2) 直近の納税証明書（移住者のみ）</li> <li>(3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（入居者又は移住者）</li> <li>(4) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書及び明細書の写し</li> <li>(5) 家財道具等処分前の現況写真</li> <li>(6) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所有者にあっては、空家バンクに登録された日から2年を経過するまでの期間</li> <li>(2) 入居者及び移住者にあつては、売買契約又は賃貸借契約を締結した日から2年を経過するまでの期間</li> </ul>
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象空家等に住民登録した住民票の写し（入居者又は移住者）</li> <li>(2) 直近の納税証明書（移住者のみ）</li> <li>(3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（入居者又は移住者）</li> <li>(4) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	<p>売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまでの期間</p>

別表第3（第10条関係）

補助対象事業	添付書類
改修事業	(1) 請求書又は領収書の写し (2) 補助対象経費の内訳が確認できる明細書の写し (3) 改修前後の比較及び資材の確認できる写真 (4) その他市長が必要と認める書類
家財道具等処分事業	(1) 請求書又は領収書の写し (2) 補助対象経費の内訳が確認できる明細書の写し (3) 家財道具等処分前後の比較が確認できる写真 (4) その他市長が必要と認める書類